



# さくら通信10月号



2007年10月 No. 34



## 餃子屋と高級フレンチでは、どちらが儲かるか？



ダイヤモンド社発行の会計の入門書（1,575円）です。ベストセラーなので、読まれた方も多いかと思います。物語仕立てになっていて、会計や経営の基礎知識が解り易く解説されています。特に、キャッシュフロー（第3章）、損益分岐点（第5章）、粉飾決算（第7章）、機会損失（第9章）等は参考になると思います。最初は、解説の部分を飛ばして読み、二回目は興味のある部分を（解説を含めて）精読する方式をお勧めします。ある方から贈呈されて読んでみましたが、勉強になる部分がありました。

（竹内）



## 株式の譲渡損失の繰越制度



最近の世界同時株安にもなって、多額の株式譲渡損失を抱えてしまった個人投資家も少なくないと思います。

この点、上場株式等を証券業者などを通じて譲渡したことにより生じた損失のうち、その年の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額については、**確定申告することにより、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除できます。**

なお、この場合に生じた損失の金額は、**給与所得など他の各種所得の黒字の金額から控除することはできません。**

この制度の適用を受けるためには、この損失が生じた年分の後の年において、（例え、その後株式等の譲渡がない場合でも）**連続して確定申告書を提出する**等の一定の要件がありますので、ご注意ください。

（大寺）

# 高年齢雇用継続給付をご存知ですか？

## ★ 受給要件 ★

- ① 60歳以上65歳未満の一般被保険者であること
- ② 被保険者期間が5年以上あること
- ③ 60歳時点と比較して60歳以後の賃金が60歳時点の75%未満となっていること

## ★ 支給額 ★

$$\text{低下率 (\%)} = \frac{\text{支給対象月に支払われた賃金額}}{\text{賃金月額}} \times 100$$

「支給対象月」 …… 60歳に達した月から65歳に達する月までの各歴月

「賃金月額」 …… 60歳に到達する前6ヶ月間の平均賃金



イ 低下率が61%以下である場合

$$\text{支給額} = \text{支給対象月に支払われた賃金額} \times 15\%$$

ロ 低下率が61%以上75%未満である場合

$$\text{支給額} = \frac{-183}{280} \times \text{支給対象月に支払われた賃金額} + \frac{137.25}{280} \times \text{賃金月額}$$

定年後に従来より低い賃金で継続雇用する場合、上記の給付を受けられますので、ご検討下さい。

(向)

表面も御覧下さい

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181

